

# 鳥取県 岩美町議会

## (事績2) 住民に開かれた議会

○町民の意見を取り入れた議員報酬見直しの取り組み

### 1. 議員報酬の見直しについての経過

本町では、令和元年に議会活動の在り方検討特別委員会（以下、在り方委員会という。）を設置し、議会改革に取り組み、町民との意見交換会の開催、町議会のケーブルテレビとYouTubeでの放送の開始、デジタル化に伴うタブレット端末を活用した議会運営など、行政監視以外の取り組みも少しずつ形になってきたところです。魅力ある議会、見える議会、やってみたい議会をめざし議会からの発信も増えていますが、なかなかその実情は理解されるには程遠い現実であります。議員構成（令和7年4月1日現在）も、平均年齢65.3歳、70歳代5人、60歳代5人、50歳代1人、40歳代1人、男性議員10人、女性議員2人と偏りがあり、多様な意見を反映させることができる議員構成とは言えない現状であります。

地方における民主主義、地方自治の根幹たる議員・議会のあり方を考えるうえでも議員構成の偏りを無視することはできません。そして、選挙が無投票となる要因の一つに、現状の議員報酬が、適正ではないのではないかとすることも考えなければなりません。

そこで、在り方委員会では、議員のなり手不足が懸念されているなか、議員のなり手を増やすため、議会の役割の発揮や活動の見える化などと併せて議員報酬のあり方、報酬の見直しについて、議会自らが報酬額を算出し、町民との意見交換会を通して、町民意見を反映し、特別職報酬等審議会に諮問する（審議会とも意見交換会を行なう）という県内ではじめての取り組みを進めてきました。

### 2. 議員報酬の見直しについての算定方法

(1) 在り方委員会で議員報酬の見直しを検討するなかで、全国町村議会議長会が提唱する「活動内容を踏まえた原価方式」が最も合理的であるとの結論に至り、これを算出方法として採用することとしました。

(2) 「活動内容を踏まえた原価方式」の算出にあたって、比較の対象は、町長の活動量、給料月額を基準としました。

町長を基準とする根拠は次の①②の通りであります。

①議員と町長は住民の直接選挙で選出される「公選職」であること。

②町長の給料は、「地域の実情」、「物価の動向」、「自治体の財政状況」などが要素となっており、職員の給料を媒介に住民の所得と間接的に連動している。

計算の仕方は、議会活動日数と議員活動日数を町長の活動日数と比較して、その割合に町長の給料月額を乗じて議員報酬を算出します。

\* 議会・議員の活動日数 ÷ 町長の活動日数 × 町長の給料月額 = 議員報酬月額

令和5年度議員・町長の活動日数は次のとおりです。

議員活動日数：106日      町長活動日数 303日

\* の原価方式の計算式に数値を当てはめると、

106日 ÷ 303日 × 824,000円 = 288,264円 ≒ 29万円

原価方式に基づき算出した報酬月額29万円を町民に提示し、意見交換会を行うことを在り方委員会で決定しました。

### 3. 議員報酬の見直しについての町民との意見交換会

議員報酬の見直しについて、町民との意見交換会を令和6年10月から令和7年2月まで地区自治会、小中学校PTA役員会、岩美まちづくりの会などを対象に計6回実施し、全体で95名の方に参加いただき、ご意見をいただきました。

### 4. 意見交換会を踏まえた議員報酬の見直しについて

町民との意見交換会を踏まえて、議員報酬額の見直しについて以下のとおりまとめ特別職報酬等審議会に諮問しました。

①「現行の報酬額は引き上げるべきだが、一気に29万円に引き上げることは町民の納得を得ることが難しいであろう。」「段階的に引き上げることが適当。」というのが大方の意見であった。これを受け止めて提示した算定額29万円を見直し、引き上げ額として3万円アップの25万9千円を提示する。

②第一段階の引き上げは今期任期中の早い時期(9月議会で議決)をめざす。

③議長の報酬額について、当面は議員の月額報酬額を1とした現行の比率で算定する(下三桁端数切り上げ)。

④副議長、常任委員長(議運委員長含む)の報酬額については、次のように算定する。まず、委員長については政策活動など議会改革を更に推し進めるにあたって議長、副議長はもち

ろんのこと、常任委員会を取りまとめる責務など委員長が中心的な役割を果たすこととなるため役職手当に相当する部分を加算する。（委員長の加算部分については厚生労働省などの公表資料を参考とし民間の係長相当の手当とする。）副議長については委員長とのバランスを考慮し、役職加算する。

○岩美町議会議員報酬

(現 行)			(見直し後)			
役 職	報 酬 額	議員との比率		役 職	報 酬 額	議員との比率
議長	336,000 円	1.47	⇒	<u>議長</u>	381,000 円	1.47
副議長	250,000 円	1.09		<u>副議長</u>	293,000 円	(1.13)
委員長	239,000 円	1.04		<u>委員長</u>	280,000 円	(1.08)
議員	229,000 円	1.00		<u>議員</u>	259,000 円	1.00

5. 報酬額見直しの経過の公表について

議員報酬見直しの経過について町民にお知らせするため、都度つどに議会だよりで公表してきました。

6. 特別職報酬等審議会諮問及び答申と議員報酬額の改定について

町民との意見交換会を踏まえて、議会で再度見直した報酬額を本町の特別職報酬等審議会に諮問しました。審議会の審議概要は以下のとおりです。

- ・令和7年5月27日 第1回開催・審議の進め方、議会より報酬見直しの意見書提出
- ・令和7年6月18日 第2回開催・議会による意見陳述等
- ・令和7年7月11日 第3回開催・議員報酬金額、改定時期等について審議
- ・令和7年7月29日 第4回開催・答申（案）について審議

審議会では、議会が町民の意見を聞いて再算定した報酬額を記載した「議員報酬の見直しの意見書」を提出し、併せて審議会のなかで議会による意見陳述を行いました。

審議会から令和7年8月5日付けで答申が出されました。報酬額及び改定時期については議会の要望どおりの結果でありました。この結果を受けて、令和7年9月定例会で議員報酬にかかる条例を改正し、令和7年10月1日付けで議員報酬月額を改定する運びとなりました。